

総務課

固 財政係 (218・219)

健全化判断比率・資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

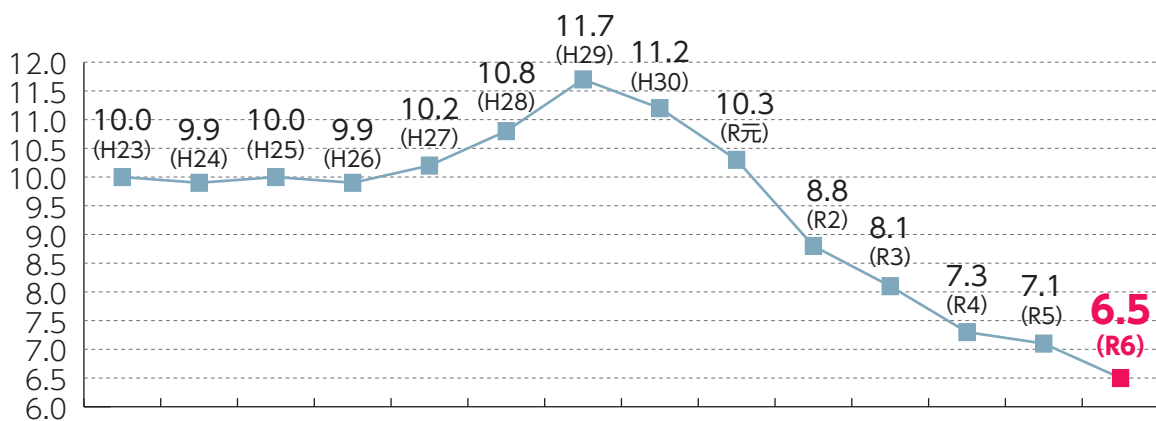
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
— (15.00)	— (20.00)	6.5 (25.0)	— (350.0)	— (20.0)

※()内の数字は早期健全化基準等。()内の数字以上になると、財政健全化計画の策定などが義務づけられます。

※実質公債費比率以外は赤字額、将来負担、資金不足がないため、『—』を記載しています。

実質赤字比率	一般会計等を対象にした(大崎町では、一般会計で行う事業)実質赤字の比率をいいます。
連結実質赤字比率	全ての会計(大崎町では、一般会計・国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計・公共下水道事業特別会計・水道事業会計)の実質赤字の比率をいいます。
実質公債費比率	義務的に支出しなければならない借入金の償還金や、償還金に準ずる経費が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるかを示しています。数値が低いほど、資金繰りの危険度が低いことを示しています。
将来負担比率	将来負担することになっている実質的な負債額が、1年間の収入に対してどれくらいあるのかを示しています。数値が低いほど、将来の財政を圧迫する可能性が低いことを示しています。
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の比率をいいます。

実質公債費比率の推移



地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。算定した各指標は、監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することとなっています。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条による。)